

「ELMO ワークス」 オンプレミスソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書(以下「本契約書」といいます)は、お客様(以下「甲」といいます)とテクノホライズン株式会社(以下「乙」といいます)との間に締結される法的な契約書であり、「ELMO ワークス」オンプレミスソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます)をご使用いただくにあたっての条件を定めることを目的としており、民法 548 条の 2 が定める定型約款に該当します。甲は、(a)本ソフトウェアに関する見積書に対応する発注書面を乙に交付すること、(b)本ソフトウェアを使用することのいずれかが発生したことによって本契約書を契約の内容とする旨に同意した時点をもって、本契約書の個別の条項についても同意したものとみなされます。本契約書の条項に同意されない場合、乙は甲に、本ソフトウェアのご使用を許諾できません。

1. 定義

「本ソフトウェア」とは、乙が開発した「ELMO ワークス」オンプレミス上で使用することを目的として開発した、「ELMO ワークス」(サーバアプリケーションおよびクライアントアプリケーション)のユーティリティソフトウェアをいいます。「本ソフトウェア」には、コンピュータソフトウェア及び各種データ等、並びにその関連書類(印刷物、電子的に記録された文書)を含みます。

2. 著作権

本ソフトウェア及びマニュアルなどの著作権は、乙に帰属します。

3. 使用許諾条件

甲は本契約書の条項に従い、「ELMO ワークス」を構成するコンピュータ(モバイル機器を含む)において、乙より購入したライセンス数分を使用することができます。

4. 制限行為

- ① 甲は、本ソフトウェアが特許権法、著作権法、その他工業所有権法(以下総称して「知的財産権法」といいます)に基づき保護されている著作物等であることを認識し、その権利を侵害する一切の行為を行わないものとします。
- ② 甲は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、または逆コンパイルすることはできません。
- ③ 甲は、本ソフトウェアの全部または一部を第三者に販売、頒布、貸与、譲渡等することはできません。
- ④ 本ソフトウェアの使用開始日は、甲への納入日とし、本ソフトウェアの使用期間は、その使用開始日から甲が本ソフトウェアの使用を終了する日までとします。
- ⑤ 本ソフトウェアの最新バージョンが何らかの手段で甲に提供された場合、本契約書に基づく使用許諾は最新バージョンに適用されるものとします。

5. 保証

本契約書に明記されるものを除き、法律上の請求の原因の種類を問わず、乙およびその供給者は、本ソフトウェアの使用または使用不能から生ずるいかなる損害(逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失またはその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されません)に関して一切責任を負わないものとし、また、いかなる場合においても、乙の賠償責任は、本ソフトウェアの購入代金として甲が支払った金額を上限とします。

6. 相当の事由がある場合の変更

- ① 乙は、甲の一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情、経営環境、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、本ソフトウェアに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、甲の事前の承諾を得ることなく、本契約書の内容を変更できるものとします。
- ② 乙は、前項の定めに基づいて本契約書の変更を行う場合は、変更後の内容を、乙ウェブサイト上に表示し又は乙の定める方法により通知することで甲に周知するものとします。

7. 損害賠償

- ① 乙は、甲が本契約書の条項に違反し、あるいは不正又は不当な行為を行った場合には、文書により相当の期間を定めてその是正を勧告し、当該期間内に違反状態が解消されない場合には、本契約書を解除するとともに、これによって生じた損害の賠償を甲に請求することができるものとします。
- ② 前項により本契約書が解除された場合には、甲は本ソフトウェアの使用を直ちに中止し、本ソフトウェア及びその複製物を乙に全て返却するとともに、乙の指示に従い本ソフトウェアを全て再生不能な形で消去するものとします。

8. その他

- ① 甲が本ソフトウェアを輸出する場合、甲の責任において、日本国政府及び関連する外国政府の輸出入許可・承認申請手続きを行う必要があります。なお、本ソフトウェアは、日本国内向け仕様であり、日本国外の規格等には準拠していません。よって、甲が本ソフトウェアに関して日本国外で使用した場合には、乙は甲に対し、一切の責任を負いかねます。また、乙は本ソフトウェアに関して日本国外での保守サービス及び技術的サポート等は行っていません。

- ② 甲は、本ソフトウェアと同時に使用する、その他の一切のソフトウェア及びコンテンツ等に関しては、甲の責任と負担において必要なライセンスを取得するものとします。但し、「ELMO ワークス」において使用されるソフトウェアのうち、予め乙が甲のためにライセンスを取得したソフトウェアを除きます。
- ③ このソフトウェアの仕様、及びマニュアルに記載されている事柄は、将来予告なしに変更する事があります。

以上

2024年3月1日 制定
2024年6月30日 改定